

第2次行田市空き家等対策計画 主な改定内容

主な改定内容（令和4年3月改定）

（1）計画全体の構成の見直し及び詳細な分析結果の掲載（全般）

第1章 計画の趣旨をはじめとする各章を組み直すことで、全5章の構成としています。

全国的に「空き家」が注目され、地域住民等に広く認知されるようになってきていることから、国の新たな統計調査を基にした、より詳細な分析結果（国、埼玉県及び行田市）を掲載し、基本方針を図示するなど、空き家の現状等に関して、わかりやすく伝わるように構成しています。

（2）計画の目標における数値設定（P19）

空き家等が増加することで様々な問題が発生し、個別の問題に留まらずに市全体の活力低下に繋がる懸念されます。

そこで、①問題のある空き家の改善割合、②健全な空き家の解消割合、③空き家バンク契約成立数について、定量的な目標設定を行い、基本方針に基づく総合的な対策を進めるものとします。

（3）新たな支援制度の導入・検討（P31）

市内には使用されていない空き家や放置されている空き家が存在しており、様々な問題が発生することによって、近隣や地域全体に悪影響を及ぼす可能性があります。

その解消に向けた新たな支援制度として、空き家提供者と利活用者を引き合わせることで、空き家を地域活性化のために有効活用する取り組みを検討するものとします。

（4）空き家等の利活用事例の紹介（P52）

空き家所有者、提供者及び利活用者等が、空き家等の処分や有効活用について検討してもらう資料として、「空き家等及び跡地利用の事例紹介」を掲載しています。